

2024年5月20日

岩手県知事

達 増 拓 也 殿

ダンプトラック業界の経営健全化に関する要望書

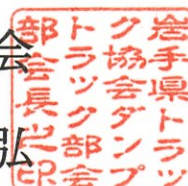
公益社団法人 岩手県トラック協会

会 長 高 橋 嘉 信



岩手県トラック協会ダンプトラック部会

部 会 長 栗 村 安 弘



時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、ダンプトラック事業に対しまして、格別なるご指導・ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども岩手県内のダンプトラック事業者（※以下「事業者」という）は、国民生活を支え経済産業に欠かせない物流を担っており、とりわけ公共工事及び災害復旧工事のほか、冬期間における道路の排雪運搬作業においては、岩手県民の通勤通学や救急医療・消防防災体制等の社会活動を維持するため、重要な役割を果たしております。

また、事業の公共性に鑑み、建設業界と一体となって、効率的かつ安全確実な輸送を第一目標として事業を推進して参りました。

2024年4月1日以降、働き方改革関連法に基づき「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（※以下「改善基準告示」という）」の改正が適用されると共に自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されます。

これによって発生する問題は「2024年問題」と称され、労働時間短縮により輸送能力が不足することから、モノが運べなくなる可能性が懸念されており、岩手県では何も対策を講じなかった場合、2030年には荷物総量の約40%が運べなくなる可能性もあります。（※野村総合研究所の推計）

従来通りの輸送を継続するには、ドライバーの増員が不可欠ですが、運送業界は慢性的にドライバーが不足しており、さらに労働時間の短縮によってドライバーの収入が減少すれば、離職が進み、労働力不足に拍車がかかる恐れもあります。

また、中小零細企業が9割以上を占め、建設業者の下請として、砂や砂利等の建設資材の運搬を行っている事業者は、多重下請構造の下位に位置する非常に弱い立場にあり、人件費だけでなく、車両価格や修理費、安全対策費等が年々上昇を続ける中で運賃相場は低く抑えられ、経営基盤は悪化する一方で、軽油価格が高騰しても、燃料サーチャージの収受ができず、事業者の負担ばかりが増える現状は、自助努力の限界を大きく超え、事業存続が困難な状態にあると言えます。

東日本大震災の復旧過程で露呈したように、事業者が車両を維持できなければ、被災地の復旧に支障を来します。

つきましては、建設事業者とともに社会インフラを支える事業者が、健全な財政基盤を築き、建設業界を下支えし、持続的に社会貢献できるように、以下の事項を要望するとともに、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

1. 公共事業において「貨物自動車運送事業法」及び「改善基準告示」が遵守されるように、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等への周知徹底をお願いしたい。

貨物自動車運送事業法では「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（※一部抜粋）」と定められております。

該当事業においては、営業用許可事業者の適正利用について周知徹底をお願いしたい。

また、厚生労働省では「改善基準告示」の改正を行い、2024年4月1日より施行されています。

この改善基準告示は、長時間傾向にある自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を示したもので、ドライバーの1日の拘束時間が原則13時間まで、上限15時間、14時間超が週2回まで、また連続運転時間が4時間以内など、数々の制限が定められております。

また、この改善基準告示は「運転する車両が営業車、自家用車であるかを問わず、四輪以上の自動車の運転を業とする労働者全て」が対象となっておりますが、一部では正しく認識されていないのが実情です。

正しい認識の基で公共工事が行われるよう、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等に対する周知徹底をお願いしたい。

なお、2023年7月には国土交通省においてトラックGメンが発足し、違反原因行為のある荷主に対して、働きかけや要請、勧告を行うなど荷主に対する監視体制をさらに強化していくこととされておりますので、併せてご承知おきください。

2. 公共事業において「標準的な運賃」が支払われるように、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等への周知徹底（特記仕様書への記載等）をお願いしたい。

国土交通省では、2024年3月22日に実運送事業者が上記を含む法令を遵守して持続的に事業を運営する際の適正な原価と利潤を収受できる基準として、新たな「標準的な運賃」を告示改正・施行しております。

公共工事においては、建設業者に対する「標準労務費の勧告」と同様に「標準的な運賃」を取り扱い、公共工事発注元から示される「特記仕様書」や「標準単価積算基準」に反映するなどの実効性を確保していただきたいと思いますと考えております。

また、建設事業者が実運送事業者に支払う運搬費が「標準的な運賃」を基にした適正な運賃を下回ることはないよう指導を強化し、適正に支払われているかどうか、買ったたきがないか、確認等を行う必要があると考えております。

なお、ダンプトラックは「特殊車両」に分類されることから、「標準的な運賃」で示される大型車運賃の2割増と定められておりますので、併せてご承知おきください。